

田野畑村及び普代村上下水道事業経営戦略策定業務
プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月
田野畑村・普代村

目次

1.	目的	1
2.	業務概要	1
	(1) 業務の名称	1
	(2) 業務内容	1
	(3) 履行期間	1
	(4) 契約方法	2
	(5) 見積上限額	2
	(6) 担当事務局（問い合わせ先）	2
3.	参加者の資格要件等	2
4.	技術者要件	4
	(1) 照査技術者及び管理技術者	4
	(2) その他	4
5.	日程等	5
6.	プロポーザル参加に係る手続きに関する事項	5
	(1) 実施要領等の配布方法	5
	(2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受け付け及び回答	6
	(3) 参加届出書類の提出	6
	(4) 参加資格審査・通知	7
	(5) 留意事項	8
	(6) 参加が認められなかった者に対する説明	8
	(7) 参加辞退	8
	(8) 業務提案書の提出	8
7.	プレゼンテーション審査会の開催	10
	(1) 開催日	10
	(2) 場所及び時間	10
	(3) 出席者	11
	(4) その他	11
8.	審査基準	12

(1)	業務提案書の提出者（プロポーザル参加者）を選定するための基準	12
(2)	業務提案書を評価するための基準	13
9.	受託候補者の選定方法	15
(1)	審査委員	15
(2)	受託候補者の内定	15
(3)	審査結果等の通知及び公表	15
10.	その他	15
(1)	書面提出及び担当事務局からの通知の方法	15
(2)	費用の負担	16
(3)	手続の停止又は契約の解除に係る費用補償	16
(4)	提出書類の取扱	16
(5)	契約	16
(6)	その他	16

1. 目的

二村における簡易水道事業及び下水道事業（特定環境保全型公共下水道及び漁業集落排水事業をいう。以下、同じ）（以下、「上下水道事業」という。）について、人口減少による料金又は使用料収入の減少、保有する資産の老朽化等による更新需要の拡大のほか、近年の物価高騰に伴う動力費等の増加など、その経営環境は厳しさを増していることから、経営基盤強化と財務マネジメント向上に取り組む必要がある。

また、中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱として、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえ、PDCAサイクルを通じた内容の向上を図るため、3～5年以内の見直しを行うことが重要となる。

今回、料金収入や更新費用を的確に反映し、二村の上下水道事業の経営戦略を改定し、より質の高い経営戦略とすることにより経営基盤強化と事業水準の向上を図るため、専門知識を有する者に当該策定業務を委託するものとする。

本要領は、本業務の委託候補者選定にあたり、地方公営企業経営に関する高い専門知識と豊富な経験を有する者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

（1）業務の名称

田野畑村及び普代村上下水道事業経営戦略策定業務

（2）業務内容

資料2「田野畑村及び普代村上下水道事業経営戦略策定仕様書（案）」に示すとおり。

（3）履行期間

契約締結の日から令和8年3月10日（予定）まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による村ごとの随意契約

(5) 見積上限額

見積上限額は下表のとおりとする。

なお、見積上限額は予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すものであり、見積書の金額はこれを超えないこと。

表 委託予定上限額（金額は消費税及び地方消費税を含む。）

（金額：千円）

事業区分	簡易水道事業	下水道事業	合計
田 野 畑 村	8,675	13,600	22,275
普 代 村	7,480	6,490	13,970
合 計	16,155	20,090	36,245

(6) 担当事務局（問い合わせ先）

田野畑村 地域整備課 上下水道・住宅班

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

電話：0194-34-2113 FAX：0194-34-2632

e-mail:jogesuido.e2@vill.tanohata.iwate.jp

3. 参加者の資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる資格要件の全てを満たしている者とする。なお、共同企業体による参加の場合、①から③については構成員のいずれかが、④から⑫については構成員全てが満たしていること。

- ① 二村の入札参加資格名簿のうち建設コンサルタント業務の上水道及び下水道部門に登載された者であること。
- ② 岩手県内に本社又は営業所を有すること。

- ③ 岩手県内において過去5年以内（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に地方公共団体が発注した地方公営企業（上水道事業及び下水道事業）の経営戦略策定業務（同種業務）を受注し、かつ完了した実績を有すること。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 本公告日において、国、都道府県、地方自治体等から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 二村のうち、いずれからも指名停止措置を受けていないものであること。
- ⑦ 国税、県税、市町村税及びその他二村に対する債務に滞納がないこと。
- ⑧ 自己の不渡手形又は不渡小切手により、銀行当座取引を停止されていない者であること。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしている者（ただし、更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしている者（ただし、再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑪ 実質支配会社が、同一案件に同時応募することはできない。なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ア. 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - イ. 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
 - ウ. 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ. 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ. 共同企業体又は事業協同組合とその構成員

- ⑫ 国際規格 ISO9001(品質マネジメントシステム)を取得しており、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者の認証(プライバシーマーク)を取得している又は、情報セキュリティマネジメントの国際規格である ISO27001 もしくは JISQ27001 の認証を取得している法人であること。

4. 技術者要件

本業務の配置予定技術者は、以下の(1)から(2)に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 照査技術者及び管理技術者

- ① 照査技術者及び管理技術者は、技術士(上下水道部門：上水道及び工業用水道又は下水道)、技術士(総合技術監理部門：上下水道一般、上水道及び工業用水道又は下水道)のいずれかの資格を有すること。
- ② 照査技術者及び管理技術者は、過去5年以内(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)に、水道事業経営戦略策定業務又は下水道事業経営戦略策定業務の完了実績を有すること。
- ③ 照査技術者及び管理技術者は、提案事業者に本公告日の3か月以上前から直接雇用されている者とする。

(2) その他

- ① 管理技術者、照査技術者は、各々兼任できないものとする。
- ② 配置予定技術者は、本業務が完了するまで責任をもって関わる意思と能力を持つものであること。
- ③ 配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、本人の死亡、病休等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を各村の承認を得て配置するものとする。

5. 日程等

項目	日程（予定）
ア 実施要領等の公表（公告）	令和7年5月12日（月）
イ 実施要領等に関する質問の受付け	公告日から 令和7年5月23日（金）まで
ウ 実施要領等に関する質問への回答	令和7年5月28日（水）
エ 参加届出書類の受付け	公告日から 令和7年6月3日（火）
オ 参加資格確認結果の通知	令和7年6月9日（月）
カ 無資格理由の問合せ期限	令和7年6月13日（金）
キ 無資格理由の問合せに対する回答	令和7年6月20日（金）
ク 業務提案書等の受付け	令和7年6月10日（火）から 令和7年6月24日（火）まで
ケ 業務提案に係る審査会の開催 （プレゼンテーション審査）	令和7年6月27日（金）（予定）
コ 審査結果の公表・受託候補者の内定	令和7年6月30日（月）以降
サ 二村と受託者との契約締結	

6. プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

（1）実施要領等の配布方法

① 配布場所

実施要領等は、田野畑村公式ホームページに掲載する。（普代村公式ホームページでは田野畑村公式ホームページへのリンクURLを掲載する。以下、ホームページへの掲載方法について同じ。）

② その他

郵送による配布は行わない。

(2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

① 受付期限

令和7年5月23日（金）

② 提出先

「2.業務概要 （6）担当事務局（問い合わせ先）」に同じ。

③ 提出方法

「様式第6号 プロポーザルに関する質問書」に内容を記入のうえ、電子メールにより提出するものとする。

④ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめ、令和7年5月28日（水）までに、田野畑村公式ホームページに掲示するとともに、電子メールにて質問者あて連絡する。

(3) 参加届出書類の提出

参加者は、下記提出期限までに必要書類を揃えて「2.業務概要 （6）担当事務局（問い合わせ先）」に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

① 提出期限

令和7年6月3日（火）

ア. 持参の場合は、開庁日の午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。

イ. 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。
郵便事故等についての異議申し立て等は受付けない。

ウ. 持参又は郵送とあわせて、参加届出書類一式をPDF形式で電子メールにて送信すること。

② 提出書類

様式等		部数
ア.	プロポーザル参加申込書 (様式第1号)	1部
イ.	会社概要書 (様式第2号)	
ウ.	同種業務受託実績表 (様式第3号)	
エ.	配置予定(管理・照査・担当)技術者の経歴及び業務実績 (様式第4号)	
オ.	会社概要資料(パンフレット等) ※無い場合は提出不要 (任意様式)	
カ.	共同企業体協定書 ※共同企業体で参加する場合のみ (様式第5号)	

③ 提出書類作成上の留意事項

- ア. 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- イ. 記載した同種業務受託実績は、契約書等の写し、またはTECRIS等の実績を証明できる書類の写しを添付すること。
- ウ. 配置予定の技術者の資格証の写し及び雇用関係を確認できるもの(健康保険証の写し等。番号等特定に係る部分は塗消してもよい)を添付すること。
- エ. 配置予定技術者の半数以上は、同種業務の実務経験を有しているものとする。
- オ. 共同企業体の場合、管理技術者は代表企業の社員とすること。

(4) 参加資格審査・通知

参加資格の確認結果は、令和7年6月9日(月)までに書面により通知し、資格を有する者には業務提案書の提出を依頼する。

なお、参加資格を有する者が多数の場合は、本要領「8.審査基準 (1) 業務提案書の提出者(プロポーザル参加者)を選定するための基準」に基づく評価の合計点の高いものから業務提案書の提出者として5者程度選出する。ただし、同評価の参加資格者が2者を超える場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。

(5) 留意事項

- ① 参加届出書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- ② 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とする。
- ③ 参加者は、「7. プレゼンテーション審査会の開催」に記載のプロポーザルの実施日までに、「3. 参加者の資格要件等」及び「4. 技術者要件」に該当しなくなったときは、参加資格を取り消すものとする。

(6) 参加が認められなかった者に対する説明

参加資格を確認した結果、参加資格が認められなかった者は、書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

① 提出期限

令和7年6月13日（金）まで

② 提出先

「2. 業務概要 （6）担当事務局（問い合わせ先）」に同じ。

③ 回答

説明を求めた者に対して、令和7年6月20日（金）までに書面により回答する。

(7) 参加辞退

業務提案書の提出依頼を受けた者が、後続手続への参加を辞退したいときは、プロポーザル参加辞退届（任意様式）を持参又は郵送により、令和7年6月24日（火）必着で提出すること。なお、業務提案書の提出期限までに提出がない場合、辞退したものとみなす。また、このことを理由として、以降、二村が実施する他の企画競争等において不利益な取扱を受けることはない。

(8) 業務提案書の提出

① 提出期間

令和7年6月10日（火）から令和7年6月24日（火）まで

② 提出先

「2.業務概要 (6) 担当事務局（問い合わせ先）」に同じ。

③ 提出方法

持参又は郵送による。

ア. 持参の場合は、開庁日の午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。

イ. 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。郵便事故等についての異議申し立て等は受付けない。

ウ. 提出書類は原本1部、写し2部の計3部提出するものとし、持参又は郵送とあわせて、提出書類一式をPDF形式で電子メールにて送信すること。

④ 提出書類

様式等	
ア.	業務提案書（様式第7号）
イ.	業務工程表（任意様式）
ウ.	業務提案書（任意様式）
エ.	直近2年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書
オ.	田野畑村及び普代村上下水道事業経営戦略策定業務委託見積書・内訳書（任意様式）
カ.	プレゼンテーション審査会出席者報告書（様式第8号）

⑤ 提出書類作成上の留意事項

ア. 文字サイズは12ポイント以上とし、「④提出書類 ウ. 業務提案書」のページ数は5ページ以内とする。

イ. 「④提出書類 イ. 業務工程表」及び「④提出書類 ウ. 業務提案書」の様式は任意とする。ただし、プレゼンテーション資料は「④提出書類」のアからカの順に作成すること。

- ウ. 用紙はA4サイズ（図表等を使用する場合はA3折り込み可）とする。また、目次、ページ番号、インデックス等を付け、検索しやすいようにすること。
- エ. 見積書・内訳書は各村ごとに作成し、かつ、事業セグメントごとの内訳が分かるように記載すること。また、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。
- オ. 見積書の宛名は次のとおりとすること。

田野畑村：「田野畑村長 佐々木 靖 宛」

普代村：「普代村長 榎屋 伸夫 宛」

- カ. 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を記載すること。

⑥ 業務提案の無効

参加届出書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

- ア. 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ. 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ. 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ. その他本実施要領に違反した提案

7. プレゼンテーション審査会の開催

（1）開催日

令和7年6月27日（金）

（2）場所及び時間

別途、書面で事前に通知する。

(3) 出席者

- ① 管理技術者の出席を必須とし、全5名までとする。
- ② 出席者のマスクの着用は求めない。発言の際は、必ずマスクを外すこと。
- ③ 出席者は、当日検温を行い、37.5℃以上の場合は出席を見合わせる事。
- ④ 管理技術者が発熱その他のやむを得ない事情により出席できない場合に限り、欠席又は代理者の出席を認めるものとし、欠席の場合は開催日当日の午前9時までに担当事務局の承諾を得るものとし、また代理者が出席する場合は開催日前日の午後5時までに担当事務局と協議を行うものとする。

(4) その他

- ① プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及びパソコンとプロジェクターを接続するケーブルは担当事務局において用意する。
- ② プレゼンテーションは提出された資料をもとに行うこと。当日の差替え、追加資料及び補足資料その他の配布は認めない。
- ③ 1者あたりのプレゼンテーションの時間は30分（説明20分、質疑応答10分）とする。
- ④ プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑤ 参加状況や社会的な情勢等に応じて、書面のみによる審査とし、プレゼンテーションを実施しない場合やオンラインによるプレゼンテーションとする場合がある。その場合、「(2) 場所及び時間」の通知に併せて事前に書面によって通知する。

8. 審査基準

評価項目、評価の着眼点並びに配点のウェイトは以下のとおりとする(140満点)。

(1) 業務提案書の提出者（プロポーザル参加者）を選定するための基準

評価項目		評価の着眼点			配点
企業実績	受託実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5か年）の岩手県内同種業務の実績数で評価する。	10件以上	10	10
			5件以上	6	
			2件以上	2	
		令和2年4月1日から令和7年3月31日（5か年）の、二村の水道事業又は下水道事業に係る業務実績で評価する。	両村に実績あり	10	10
			いずれかにのみ実績あり	6	
			いずれにも実績なし	0	
配置予定技術者の実績	管理技術者の実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5か年）の岩手県内同種業務の実績数で評価する。	5件以上	10	10
			3件以上	6	
			1件以上	2	
		令和2年4月1日から令和7年3月31日（5か年）の、二村の水道事業又は下水道事業に係る業務実績で評価する。	両村に実績あり	10	10
			いずれかにのみ実績あり	6	
			いずれにも実績なし	0	

配置 予定 技術 者の 実績	照査技術者の実績	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5か年）の岩手県内同種業務の実績数で評価する。	5件以上	10	10
			3件以上	6	
			1件以上	2	
		令和2年4月1日から令和7年3月31日（5か年）の、二村の水道事業又は下水道事業に係る業務実績で評価する。	両村に実績あり	10	10
			いずれかにのみ 実績あり	6	
			いずれにも 実績なし	0	
合 計					60

（2） 業務提案書を評価するための基準

評価項目		評価の着眼点			配点
実施 方針 等	業務理解度	目的、内容の理解度が高いか。	よく理解している	10	10
			理解している	6	
			あまり理解していない	2	
	実施方針	業務フローの妥当性が高く、明確に示されているか。 業務項目が工程に反映され、実施手順と工程計画に連動性・整合性があるか。	よく示されている	10	10
			示されている	6	
			あまり示されていない	2	

業務体制	業務目的を達成するための合理性が高く、十分な業務体制であるか。	より合理性が高い	10	10	
		合理性が高い	6		
		合理性が高くない	2		
業務提案	将来予測の方法	将来人口、有収水量等の推計について、二村の特性を踏まえ、具体性を備えた正確な分析が望める方法であるか。	より正確な方法である	10	10
		正確な方法である	6		
		正確な方法ではない	2		
	基本情報の整理	村ごとの上下水道事業の現状と課題について、一般論ではないそれぞれの特性を踏まえた分析による整理が望める提案であるか。	より望める提案である	10	10
			望める提案である	6	
			望める提案ではない	2	
	投資・財政計画の策定	経営戦略期間の投資試算、財源試算を行うにあたり、合理的なシミュレーション方法であるとともに、分析手法に妥当性はあるか。	より妥当性がある	10	10
			妥当性がある	6	
			あまり妥当性がない	2	
	その他	競合他社との差別化、優位性等、提案者として独自性や新たな視点、工夫は示されているか。	より示されている	10	10
			示されている	6	
			あまり示されていない	2	
見積額	見積書記載価格より評価点を算出する。(価格評価点＝「最も低い提案価格/「当該事業者の提案価格」×10点)		10	10	
合 計				80	

なお、同評価の場合の優先項目は次の①②の順に評価する。

- ① 「業務提案」の各評価項目に対する合計得点が高い候補者
- ② 提案見積金額が最も低い候補者

なお、合計点が6割に満たない場合、非選定とする。

9. 受託候補者の選定方法

(1) 審査委員

審査は、二村の職員から選出した審査委員により審査する。

(2) 受託候補者の内定

プレゼンテーション審査会の結果、審査委員の評点の合計点が最上位の提案者を受託候補者として内定する。

(3) 審査結果等の通知及び公表

- ① 審査の結果は、すべての提案者に対して、令和7年6月30日（月）以降、書面により通知する。受託候補者に選定されなかった者に対しては、非選定の旨とその理由（非選定理由）を通知する。
- ② 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由について説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。なお、電話及び対面による問い合わせには応じない。
- ③ 審査の結果は、田野畑村公式ホームページに公表する。

10. その他

(1) 書面提出及び担当事務局からの通知の方法

本要領中、書面の提出によることとしているものについて、別に記載がない限り、電子メールによる提出を原則とする。また、担当事務局から書面により通知する場合についても電子メールによる通知を原則とする。

(2) 費用の負担

プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。

(3) 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償

手続の停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) 提出書類の取扱

- ① 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、以下に示す目的に限り二村による複写又は使用を無償で行うことができるものとする。ただし、提出書類に記載された個人情報、本業務の受託候補者選定に限り使用し、その目的以外には一切使用しない。

ア. 受託候補者の選定手続き、報告説明又は公表が必要な場合

イ. 本業務に関する情報開示請求に対し、田野畑村又は普代村情報公開条例に基づき、提出書類を開示する必要がある場合。

- ② 提出書類の返却は行わない。
- ③ 提出書類は本業務終了から5年間保管後、廃棄する。

(5) 契約

- ① 受託候補者の提案内容を基本に、村ごとに協議を行った上で、仕様書の作成及び予定価格の決定を行う。
- ② 仕様書決定後、村ごとの契約規則等に基づき、受託候補者と随意契約の方法により村ごとに契約を締結する。

(6) その他

- ① 参加者は、参加届出書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ② 本要領に記載のあるもののほか、必要に応じて、追加の書類提出を求める場合がある。
- ③ 本業務は、受託候補者の選定するためのものであり、提案内容の履行を保証するものではない。二村と協議、調整を行い業務を履行すること。

- ④ 本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）によるものとする。
- ⑤ 審査の結果に対する異議申し立ては受付けないものとする。